

令和２年度長島町職員採用試験要項

１ 試験を行う職種及び受験資格等

(１) 職種別受験資格

受験資格については、次に掲げる職種で受験資格欄に定めるとおりとします。

職 種	採用予 定人員	受 験 資 格
一般事務職Ａ	若干名	昭和６１年４月２日から平成１５年４月１日までに生まれた人
一般事務職Ｂ （夢追い長島 元気枠）	若干名	昭和３６年４月２日から平成１５年４月１日までに生まれた人で、特別な能力、優れた経験、有益な資格等を持ち、それを長島町のために発揮できる人
土木技術職	若干名	昭和４６年４月２日以降に生まれた人で、技術士・技術士補・１級又は２級土木施工管理技士・測量士・測量士補のいずれかの資格を有する人又は令和３年３月３１日までに取得見込みの人
建築技術職	若干名	昭和４６年４月２日以降に生まれた人で、１級建築士又は２級建築士の資格を有する人又は令和３年３月３１日までに取得見込みの人
栄 養 士	若干名	昭和６１年４月２日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人又は令和３年３月３１日までに取得見込みの人

※一般事務職Ｂ（夢追い長島元気枠）の、特別な能力、優れた経験、有益な資格等の例

- ・スポーツや文化芸術の分野で、全国レベルの大会に出場し好成績を収めた。
- ・英語など外国語の高い語学力がある。
- ・芸能などの分野で秀でた能力、実績等がある。
- ・民間企業等で地域振興について様々なプロジェクトを企画・実施した。
- ・青年海外協力隊等の国際ボランティア活動の経験がある。
- ・弁護士や司法書士等の町にとって有益な資格を取得している。

上記は例示であり、これに限定されるものではありません。受験者自身が該当すると判断すれば受験することは可能です。

(２) 本町では、一般事務職の採用に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の趣旨を踏まえて試験を実施しています。障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１級から６級までに該当する人は、採用試験出願の際、障害者手帳を持参し受付で提示してください。

(３) 原則として、採用と同時に町内に居住できる人としします。

(４) 前記の受験資格にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 長島町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者についてのみ行い、最終合格者は第1次試験、第2次試験の結果、その他の事項を勘案し総合的に判断して決定します。

試験区分		試験の内容	
第1次試験	教養試験	高等学校卒業程度で、時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う筆記試験を行います。 (全ての職種で実施します。)	
	適性検査	職員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみるために検査を行います。 (全ての職種で実施します。)	
	作文試験	与えられたテーマについて、文章による表現力、課題に対する理解力をみるため一定の時間内での作文試験を行います。 (一般事務職A及び一般事務職Bで実施します。)	
	専門試験	土木技術職	高等学校卒業程度で、数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工について筆記試験を行います。
		建築技術職	高等学校卒業程度で、数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工について筆記試験を行います。
		栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営について筆記試験を行います。
第2次試験	面接試験	主として人物について、個別に面接を行います。	

※ 試験当日は受験票、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

※ 一般事務職B（夢追い長島元気枠）については、第1次試験及び第2次試験において当該資格要件の評価を重視した選考を行います。

3 試験の日時、場所及び発表

	日 時	場 所	発 表
第1次試験	令和2年10月18日（日） 午前8時30分 集合 午後3時00分 終了予定	長島町開発総合センター会議室	令和2年11月上旬までに、受験者全員に文書で合否結果を通知します。
第2次試験	令和2年11月中	第1次試験合格者発表時に通知します。	令和2年11月下旬までに、受験者全員に文書で合否結果を通知します。

4 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて採用します。ただし、この名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間とします。

なお、本試験による最終合格者の採用日は、令和3年4月1日です。

5 給与その他

- (1) 給与は、「長島町職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。現行条例での基準給与月額、高校卒が150,600円、大学卒が171,700円です。職務経験等がある場合には、この額に一定の基準で加算されます。

上記の給与のほかに住居手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (2) 勤務時間その他の勤務条件は、長島町の関係条例等の規定によります。

6 受験手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の交付場所及び郵便での請求

受験申込書は、長島町役場総務課、指江庁舎総合管理課で交付します。

受験申込書を郵便で請求するときは、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きして、120円切手を貼付した宛先明記の返信用角形2号封筒（A4サイズの紙が入る大きさ）を同封の上、長島町役場総務課へ送付してください。

※ホームページからダウンロードした場合、受験申込書はA4サイズの白色用紙に**必ず両面印刷**してください。

- (2) 申込み手続及び提出書類

受験申込書に必要な事項を記入し、次の提出書類とともに長島町役場総務課職員係に提出してください。受験票は後日郵送いたします。

- 受験申込書（所定のものに自書し、写真を貼付すること。）
- 受験票用の写真 1枚（受験申込書に貼付した写真と同じもの。**裏面に氏名を記入**）
- 受験票送付用封筒（長形3号、84円切手を貼付し送付先を明記したもの）
- 郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便で送付してください。
- **一般事務職B（夢追い長島元気枠）に申し込む人は、「自己アピールシート」と「特別な能力、優れた経験、有益な資格等を証明できる書類の写し」を添付してください。**

- 土木技術職，建築技術職，栄養士に申し込む人は，受験資格に定めた資格の「免許証等の写し」を添付してください（取得見込みの人を除く）。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間 令和2年8月28日(金)～令和2年9月23日(水)

(ただし，土曜日，日曜日及び休日は，除く。)

イ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 郵送の場合も，令和2年9月23日(水)午後5時15分までに必着とします。

(4) 受験申込書の請求・提出先及び受験手続に関する問い合わせ先

〒899-1498

鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1

長島町役場 総務課 職員係

電話(代) 0996-86-1111 (内線1214)